議案第７６号

朝霞市職員等の旅費に関する条例

朝霞市職員等の旅費に関する条例（昭和６１年朝霞市条例第２号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この条例は、公務のために旅行する職員等に対し支給する旅費に関し、必要な事項を定めるものとする。

２　市が職員（市が給与又は報酬を支給している者をいう。以下同じ。）及び職員以外の者に対して支給する旅費に関しては、他の条例に特別の定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

（用語の意義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　内国旅行　本邦（本州、北海道、四国、九州及びその附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。

⑵　外国旅行　本邦と外国（本邦以外の領域（公海を含む。）をいう。以下同じ。）との間における旅行及び外国における旅行をいう。

⑶　出張　職員が公務のため一時その在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は任命権者若しくはその委任を受けた者（以下「旅行命令権者」という。）が認める場合には、その住所、居所その他旅行命令権者が認める場所）を離れて旅行し、又は職員以外の者が公務のため一時その住所又は居所を離れて旅行することをいう。

⑷　赴任　新たに採用された職員（市の要請に応じて国又は他の地方公共団体の職員から引き続いて職員となったものその他市長が特に必要と認める職員に限る。）がその採用に伴う移転のため住所若しくは居所から在勤公署に旅行し、又は転任を命ぜられた職員がその転任に伴う移転のため旧在勤公署から新在勤公署に旅行することをいう。

⑸　帰住　職員が退職し、又は死亡した場合において、その職員又はその遺族が生活の根拠となる地に旅行することをいう。

⑹　家族　職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員と生計を一にするものをいう。

⑺　遺族　職員の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の

死亡当時職員と生計を一にしていた他の親族をいう。

⑻　旅行役務提供者　旅行業者（旅行業法（昭和２７年法律第２３９号）第６条の４第１項に規定する旅行業者をいう。）その他の規則で定める者（以下「旅行業者等」という。）であって、市と旅行役務提供契約（旅行業者等が市に対して旅行に係る役務を旅行者に提供することを約し、かつ、市が当該旅行業者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。以下同じ。）を締結したものをいう。

（旅費の支給）

第３条　職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

２　職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。

⑴　職員が出張又は赴任のための内国旅行中に退職（免職を含む。）、失職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）　当該職員

⑵　職員が出張又は赴任のための内国旅行中に死亡した場合　当該職員の遺族

⑶　職員が死亡した場合において、当該職員の本邦にある遺族がその死亡の日の翌日から３月以内にその居住地を出発して帰住した場合　当該遺族

⑷　職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）　当該職員

⑸　職員が出張のための外国旅行中に死亡した場合　当該職員の遺族

３　職員が前項第１号又は第４号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第１６条各号若しくは第２９条第１項各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となったときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は、支給しない。

４　職員又は職員以外の者が、市の機関の依頼又は要求に応じ、公務の遂行を補助するため、証人、鑑定人、参考人、通訳等として旅行した場合には、その者に対し、旅費を支給する。

５　第１項、第２項及び前項の規定に該当する場合を除くほか、他の条例に特別の定めがある場合その他市費を支弁して旅行させる必要がある場合には、旅費を支給する。

６　第１項、第２項及び前２項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、次条第３項の規定により旅行命令等の変更（取消しを含む。以下同じ。）を受け、又は死亡した場合その他規則で定める場合には、当該旅行のため

既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で規則で定めるものを旅費として支給することができる。

7　第１項、第２項、第４項及び第５項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、旅行中天災その他規則で定める事情により概算払を受けた旅費の額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費の額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費の額の範囲内で規則で定める金額を旅費として支給することができる。

8　第１項、第２項及び第４項から第６項までに規定する場合において、市が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

（旅行命令等）

第４条　次の各号に掲げる旅行は、当該各号に定める区分により、旅行命令権者の発する旅行命令又は旅行依頼（以下「旅行命令等」という。）によって行われなければならない。

⑴　前条第１項の規定に該当する旅行　旅行命令

⑵　前条第４項の規定に該当する旅行　旅行依頼

2　旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合で、かつ、予算上旅費の支出が可能である場合に限り、旅行命令等を発することができる。

3　旅行命令権者は、既に発した旅行命令等の変更をする必要があると認める場合で、前項の規定に該当する場合には、自ら又は次条第１項若しくは第２項の規定による旅行者の申請に基づき、その変更をすることができる。

4　旅行命令権者は、旅行命令等を発し、又はその変更をするには、旅行命令簿又は旅行依頼簿（旅行命令簿又は旅行依頼簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を含む。以下「旅行命令簿等」という。）に規則で定める事項の記載又は記録をし、当該事項を当該旅行者に通知して行わなければならない。ただし、旅行命令簿等に当該事項の記載又は記録をするいとまがない場合には、この限りでない。

5　前項ただし書の規定により旅行命令簿等に記載又は記録をしなかった場合には、できるだけ速やかに旅行命令簿等に同項に定める事項の記載又は記録をしなければならない。

（旅行命令等に従わない旅行）

第５条　旅行者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により旅行命令等（前条第３項の規定により変更を受けた旅行命令等を含む。以下同じ。）に従って旅行することができない場合には、あらかじめ旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

２　旅行者は、前項の規定による旅行命令等の変更の申請をするいとまがない場合には、旅行命令等に従わないで旅行した後、できるだけ速やかに旅行命令権者に旅行命令等の変更の申請をしなければならない。

３　旅行者が、前２項の規定による旅行命令等の変更の申請をせず、又は申請をしたがその変更が認められなかった場合において、旅行命令等に従わないで旅行したときは、当該旅行者は、旅行命令等に従った限度の旅行に対する旅費のみの支給を受けることができる。

（旅費の計算）

第６条　旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして第８条から第２０条までに規定する種目及び内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

（旅費の請求手続）

第７条　旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）に必要な資料を添えて、これを当該旅費又は当該金額の支出等を担当する者（以下「支出命令権者」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な資料の全部又は一部を提出しなかった者は、その請求に係る旅費又は旅費に相当する金額のうち、その資料を提出しなかったため、その旅費又は旅費に相当する金額の必要が明らかにされなかった部分の支給又は支払を受けることができない。

２　概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者は、当該旅行を完了した後所定の期間内に、当該旅行について前項の規定による旅費の精算をしなければならない。

３　支出命令権者は、前項の規定による精算の結果過払金があった場合には、所定の期間内に、当該過払金を返納させなければならない。

４　支出命令権者は、その支出し、又は支払った概算払に係る旅費の支給を受けた旅行者が第２項に規定する期間内に旅費の精算をしなかった場合又は前

項に規定する期間内に過払金を返納しなかった場合には、当該支出命令権者がその後において、その者に対して支出し、又は支払う給与又は旅費の額から当該概算払に係る旅費の額又は当該過払金に相当する金額を差し引かなければならない。

５　第１項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるものをいう。）をもって提出することができる。

６　第１項に規定する必要な資料の種類、第２項及び第３項に規定する期間並びに第４項に規定する給与の種類その他の必要な事項は、規則で定める。

（旅費の種目）

第８条　旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当、転居費、着後滞在費、家族移転費、渡航雑費及び死亡手当とし、これらの内容については、第９条から第２０条までに定めるところによる。

（鉄道賃）

第９条　鉄道賃は、鉄道（鉄道事業法（昭和６１年法律第９２号）第２条第１項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法（大正１０年法律第７６号）第１条第１項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第６号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

⑴　運賃

⑵　急行料金

⑶　寝台料金

⑷　座席指定料金

⑸　特別車両料金

⑹　前各号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（運賃の等級が３以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（船賃）

第１０条　船賃は、船舶（海上運送法（昭和２４年法律第１８７号）第２条第

２項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第５号までに掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

⑴　運賃

⑵　寝台料金

⑶　座席指定料金

⑷　特別船室料金

⑸　前各号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（運賃の等級が３以上に区分された船舶により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。

（航空賃）

第１１条　航空賃は、航空機（航空法（昭和２７年法律第２３１号）第２条第１８項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他規則で定めるものをいう。以下同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号及び第３号に掲げる費用は、第１号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

⑴　運賃

⑵　座席指定料金

⑶　前２号に掲げる費用に付随する費用

２　前項第１号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。

（その他の交通費）

第１２条　その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第２号から第４号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。

⑴　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第３条第１号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）を利用する移動に要する運賃

(2) 道路運送法第３条第１号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃

(3) 前２号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第８０条第１項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（外国におけるこれに相当するものを含む。）の賃料その他の移動に直接要する費用

(4) 前３号に掲げる費用に付随する費用

（宿泊費）

第１３条　宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和２５年大蔵省令第４５号）別表第２に規定する宿泊費基準額のうち、職務の級が１０級以下の者に適用される額（以下「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

（包括宿泊費）

第１４条　包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第９条から第１２条までの規定による交通費の額及び当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

（宿泊手当）

第１５条　宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める１夜当たりの定額とする。

（転居費）

第１６条　転居費は、赴任に伴う転居に要する費用（第１８条第１項各号に規定する場合の家族の転居に要する費用を含む。）とし、その額は、転居の実態を勘案して規則で定める方法により算定される額とする。

（着後滞在費）

第１７条　着後滞在費は、赴任に伴う転居に必要な滞在に係る費用とし、その額は、５夜分を限度として、現に宿泊した夜数に係る宿泊費及び宿泊手当の合計額に相当する額とする。

（家族移転費）

第１８条　家族移転費は、赴任に伴う家族（赴任を命ぜられた日において同居している者に限る。以下この項において同じ。）の移転に要する費用とし、その額は、次の各号に掲げる額とする。

(1) 赴任の際家族を職員の新居住地に移転する場合には、家族１人ごとに、

職員がその移転をするものとして算定した鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手当及び着後滞在費の合計額に相当する額

⑵　前号に規定する場合に該当せず、かつ、赴任を命ぜられた日の翌日から１年以内に家族を職員の居住地（赴任後家族を移転するまでの間に更に赴任があった場合には、当該赴任後における職員の新居住地）に移転する場合には、同号の規定に準じて算定した額

２　旅行命令権者は、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項第２号に規定する期間を延長することができる。

（渡航雑費）

第１９条　渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして規則で定める費用の額とする。

（死亡手当）

第２０条　死亡手当は、職員の外国における死亡（第３条第２項第５号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とし、その額は、通常要する費用の額を勘案して規則で定める定額とする。

（退職者等の旅費）

第２１条　第３条第２項第１号又は第４号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から３月以内における当該退職等に伴う旅行又は本邦への帰住について、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

２　前項の場合において、退職等となった職員が家族を移転するときは、同項に規定する旅費に、転居費のうち家族の転居に要する費用及び家族移転費に相当するものを加えるものとする。

３　旅行命令権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第１項に規定する期間を延長することができる。

（遺族等の旅費）

第２２条　第３条第２項第２号、第３号又は第５号の規定により支給する旅費（死亡手当に係るものを除く。）は、出張又は赴任の例に準じて規則で定めるものとする。

（証人等の旅費）

第２３条　第３条第４項又は第５項の規定により支給する旅費は、任命権者が市長と協議して定めるものとする。

（旅費の支給額の上限）

第２４条　鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費（家族移転費のうちこれ

らに相当する部分を含む。）に係る旅費の支給額は、第９条第１項各号、第１０条第１項各号、第１１条第１項各号及び第１２条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第６条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

２　宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）、家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について、第６条、第１３条、第１４条、第１６条、第１７条、第１８条第１項及び第１９条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

（旅費の調整）

第２５条　任命権者は、旅行者が市以外の者から旅費の支給を受ける場合その他旅行における特別の事情により又は旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合であって、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を超えることとなる部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。

２　任命権者は、旅行者がこの条例の規定による旅費により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、市長と協議して定める旅費を支給することができる。

（旅費の特例）

第２６条　任命権者は、職員について労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第１５条第３項又は第６４条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が同法第１５条第３項若しくは第６４条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対しこれらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。

（旅費の返納）

第２７条　支出命令権者は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

２　旅行者がこの条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令権者は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令権者がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差し引くことができる。

３　前項に規定する給与の種類は、規則で定める。

（規則への委任）

第２８条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和９年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この条例による改正後の朝霞市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に新条例第２条第３号に規定する旅行命令権者が新条例第４条第１項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第３条第５項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前にこの条例による改正前の朝霞市職員等の旅費に関する条例（以下「旧条例」という。）第４条第１項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令を発した旅行及び旧条例第１７条第２項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第４条第１項に規定する出張命令権者が同項に規定する出張命令を発し、かつ、施行日以後に新条例第２条第３号に規定する旅行命令権者が新条例第４条第３項の規定により当該出張命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

３　新条例第３条第２項の規定は、施行日以後に退職等となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

４　新条例第３条第６項及び第７項の規定は、これらの項に規定する者が同条第１項、第２項、第４項及び第５項の規定により旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けることができる場合について適用し、旧条例第３条第１項及び第２項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

５　新条例第２７条の規定は、新条例又はこれに基づく規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合について適用する。

（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

６　特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和３２年朝霞市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項中「、別表に定めるところにより」を削り、同条第２項中「費用弁償の」の次に「額及び」を加え、「昭和６１年朝霞市条例第２号。以下「旅費条例」という。」を「令和８年朝霞市条例第　号」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第１条関係）

職名		報酬		
		支給区分	金額	
教育委員会	教育長職務代理者	月額	４万２，０００円	
	委員	月額	４万円	
選挙管理委員会	委員長	月額	３万６，０００円	
	委員長代理	月額	３万３，０００円	
	委員	月額	３万１，０００円	
	地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１８９条第３項の規定により臨時に補充された選挙管理委員	日額	９，０００円	
監査委員	識見を有する者	月額	７万７，０００円	
	議員	月額	４万８，０００円	
農業委員会	会長	月額	４万３，０００円	月額報酬のほか、年額報酬として農地等の利用の最適化の推進の実績に応じ予算の範囲内で市長が定める額
	会長代理	月額	３万９，０００円	
	委員	月額	３万６，０００円	
公平委員会	委員	日額	１万円	
固定資産評価審査委員会	委員	日額	１万円	
防災会議	委員	日額	８，０００円	

国民保護協議会	委員	日額	８，０００円
国民健康保険運営協議会	会長	日額	９，０００円
	委員	日額	８，０００円
上下水道審議会	会長	日額	９，０００円
	委員	日額	８，０００円
都市計画審議会	委員	日額	８，０００円
土地区画整理審議会	委員	日額	８，０００円
土地区画整理評価員		日額	８，０００円
緑化推進会議	委員	日額	８，０００円
朝霞市開発事業等紛争調停委員会	委員長	日額	１万８，０００円
	委員	日額	１万６，０００円
スポーツ推進審議会	委員	日額	８，０００円
社会教育委員		日額	８，０００円
公民館運営審議会	委員	日額	８，０００円
文化財保護審議委員		日額	８，０００円
博物館協議会	委員	日額	８，０００円
学校給食運営審議会	委員	日額	８，０００円
スポーツ推進委員		日額	８，０００円
児童館運営協議会	委員	日額	８，０００円
青少年問題協議会	委員	日額	８，０００円
特別職報酬等審議会	委員	日額	８，０００円
民生委員推薦会	委員	日額	８，０００円
公務災害補償等認定委員会	委員	日額	８，０００円
公務災害補償等審査会	委員	日額	８，０００円
住居表示整備審議会	委員	日額	８，０００円
消防賞じゅつ金等審査委員会	委員	日額	８，０００円
コミュニティセンター運営審議会	委員	日額	８，０００円
総合福祉センター運営協議会	委員	日額	８，０００円
老人ホーム入所判定委員会	委員	日額	８，０００円
介護認定審査会	会長及び合議体の長	日額	１万４，６００円

	委員	日額	１万３，６００円
介護給付費等支給審査会	会長及び合議体の長	日額	１万４，６００円
	委員	日額	１万３，６００円
図書館協議会	委員	日額	８，０００円
表彰審査会	委員	日額	８，０００円
廃棄物減量等推進審議会	委員	日額	８，０００円
環境審議会	委員	日額	８，０００円
情報公開・個人情報保護審議会	会長	日額	９，０００円
	委員	日額	８，０００円
情報公開・個人情報保護審査会	会長	日額	２万３，０００円
	委員	日額	２万円
行政不服審査会	会長	日額	２万３，０００円
	委員	日額	２万円
男女平等推進審議会	委員	日額	８，０００円
男女平等苦情処理委員		日額	２万円
総合計画審議会	委員	日額	８，０００円
外部評価委員会	委員	日額	８，０００円
地域公共交通協議会	委員	日額	８，０００円
入札監視委員会	委員	日額	８，０００円
教育振興基本計画策定委員会	委員	日額	８，０００円
いじめ問題対策連絡協議会	委員	日額	８，０００円
いじめ問題専門委員会	委員	日額	１万４，６００円
朝霞市児童生徒の自殺が起きたときの背景詳細調査委員会	委員	日額	１万４，６００円
教職員等による性暴力等の防止等に関する協議会	委員	日額	８，０００円
通学区域審議会	委員	日額	８，０００円
入学準備金及び奨学金貸付審査会	委員	日額	８，０００円
就学支援委員会	委員	日額	１万円
学校運営協議会	委員	年額	１万２，０００円
学校給食用物資選定委員会	委員	日額	８，０００円

地域福祉計画推進委員会	委員	日額	８，０００円
社会福祉法人認可等審査委員会	委員	日額	１万４，６００円
災害弔慰金等支給審査委員会	委員	日額	１万４，６００円
朝霞市子ども・子育て会議	委員	日額	８，０００円
児童虐待防止等検討委員会	委員	日額	１万４，６００円
いじめ問題調査委員会	委員	日額	１万４，６００円
高齢者福祉計画及び介護保険事業計画推進会議	委員	日額	８，０００円
障害者自立支援協議会	委員	日額	８，０００円
障害者プラン推進委員会	委員	日額	８，０００円
地域包括支援センター運営協議会	委員	日額	８，０００円
地域密着型サービス運営委員会	委員	日額	８，０００円
健康づくり推進協議会	委員	日額	８，０００円
予防接種健康被害調査委員会	委員	日額	８，０００円
防犯推進計画会議	委員	日額	８，０００円
朝霞市シティ・プロモーション委員会	委員	日額	８，０００円
朝霞市産業振興基本計画推進委員会	委員	日額	８，０００円
景観審議会	委員	日額	８，０００円
基地跡地公園・シンボルロード整備基本計画見直し検討委員会	委員	日額	８，０００円
朝霞市内間木公園拡張整備等検討委員会	委員	日額	８，０００円
選挙長・開票管理者		１回	１万４，０００円
投票所の投票管理者		日額	１万７，０００円
期日前投票所の投票管理者		時額	１，２２０円
投票所の投票立会人		日額	立会時間が８時間以上の場合　１万５，０００円

			立会時間が８時間未満の場合　７，５００円
期日前投票所の投票立会人		時額	１，０８０円
選挙・開票立会人		１回	１万２，０００円
産業医	本庁舎産業医	月額	７万円
	学校産業医	月額	１万３，３７０円
景観アドバイザー		日額	８，０００円
学校医	内科医	年額	１校当たり２１万９，０００円に、児童生徒１人当たり１７７円、職員健康診断１万６，７００円、就学時健康診断１人当たり１７７円、臨時健康診断９，５００円及び健康管理料２４万円を加算した額
	眼科医及び耳鼻咽喉科医	年額	１校当たり２１万９，０００円に、児童生徒１人当たり１７７円及び就学時健康診断１人当たり１７７円を加算した額
学校歯科医		年額	１校当たり２１万９，０００円に、児童生徒１人当たり１７７円及び就学時健康診断１人当たり１７７円を加算した額
学校薬剤師		年額	１３万４，０００円

（市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正）

７　市長及び副市長の給与等に関する条例（昭和４５年朝霞市条例第８号）の一部を次のように改正する。

第１０条中「昭和６１年朝霞市条例第２号」を「令和８年朝霞市条例第　号」に改める。

（議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正）

８　議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和４５年朝霞市条例第９号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「、別表に定めるところにより」を削り、同条第２項中「費用弁償の」の次に「額及び」を加え、「昭和６１年朝霞市条例第２号。以下「旅費条例」という。」を「令和８年朝霞市条例第　号」に改める。

別表を削る。

（教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正）

９　教育委員会教育長の給与等に関する条例（昭和４５年朝霞市条例第１０号）の一部を次のように改正する。

第１０条中「昭和６１年朝霞市条例第２号」を「令和８年朝霞市条例第　号」に改める。

（証人等の実費弁償に関する条例の一部改正）

１０　証人等の実費弁償に関する条例（平成５年朝霞市条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「昭和６１年朝霞市条例第２号」を「令和８年朝霞市条例第　号」に、「市長等」を「職員」に改め、同項ただし書を削る。

（朝霞市会計年度任用職員等の任用、勤務条件等に関する条例の一部改正）

１１　朝霞市会計年度任用職員等の任用、勤務条件等に関する条例（平成２５年朝霞市条例第５７号）の一部を次のように改正する。

第１０条中「昭和６１年朝霞市条例第２号」を「令和８年朝霞市条例第　号」に改める。

令和８年１１月２７日提出

朝霞市長　松下　昌代